

全体の目的と狙い

- ・この提言書は、市民が主体となり、自らまちづくりを進めていくために、市民がどのような権利があって、どのような役割を果たさなければならないのか、をまとめている。さらに、まちづくりの主役を改めて市民と定義した際に、議会や行政がどのような役割を果たす必要があるのか、といった視点でまとめている。
- ・なかでも、町内会や連区などの地域で活動する地域活動団体と、ボランティア活動や市民活動などを行うNPOが、まちづくりの重要な役割を果たすと考えている。
- ・また、西成連区で現在進められている地域づくり協議会の取り組みを条例として明確に位置づけ、全市に広げることも盛り込んでいる。
- ・なお、上記目的を達成するために、新たな条例として、住民投票条例や議会基本条例の制定が望まれることを提言している。
- ・章立ては、名称、前文、総則、市民参加のまちづくり、市民自治の仕組み、議会の役割と責務、行政の役割、実効性の確保という章立てとなっている。巻末には、考える会委員の条例策定に向けた思いが記されている。
- ・資料には、特にポイントとなる部分に下線と網掛けで記してある。また、網掛けのみの部分はタウンミーティングで皆さんに意見を受けて修正した部分である。

名称

名称は「市民自治によるまちづくり基本条例」とした。

提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から、「まちづくり基本条例」とする意見が多数あった。これは、市民が中心となりより身近な問題を、行政に頼ることなく、あるいは行政、議会とともに「まちづくり」をするという市民主体の「想い」を表わそうという意見である。

一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もあった。この条例が、他の条例や、議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民、議会、行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよい、という意見である。

これら両者の特徴を含み、かつ、名称のみでこの条例の策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案する。

この名称案では、「一宮市」が入らないが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えた。

前文

前文も委員で何度も議論した。前文を書いた方がいい、という意見もあったが、提言する者が、前文を書いているのか、ということがあって、このような内容を条例に盛り込んでほしいという形で提案させてもらっている。5点ポイントを挙げ、

一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の理由と、基本的な理念の記述が必要です。

歴史・文化・地理的なキーワードとして、一宮の名前の由来、木曽川、繊維産業などが挙げられます。

条例制定の理由を表すキーワードとして、地方分権や少子高齢化の進行、市民自治意識の高揚、などが挙げられます。

条例制定の基本的な理念を表すキーワードとして、市民一人ひとりの主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有などが挙げられます。

また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要です、とした。

第1章 総則

目的として「市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにし」、「市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定め」、「そのために必要な、議会や行政の役割と責務を明らかにします。」とし、この条例を一宮市の最高規範として位置づけている。

また、この条例で使う「市民自治」「まちづくり」「市民」「NPO」「地域活動団体」「活動団体」といった用語について、以下のように定義した。

「市民自治」とは、まちをよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことをいう。具体的には、まちをよくすることに興味や関心を持つこと、友人や近所の人と意見交換をすること、市長や市会議員や町会長などを選出すること、町内会やNPOでまちづくり活動を応援したり参加したりすることを意味する。

「まちづくり」とは、かたちとして目に見える、道路、建物、下水道、公園、広場や、かたちこそ見えないが、伝統、文化、歴史、産業、教育、自然、人と人のつながり、心と心のふれあいなど、市民の暮らしを支える全てのものを、より良くしていく、持続的な活動をいう。

「市民」とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが、市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいう。

「地域活動団体」とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする市民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいう。

NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホテルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織（法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいう。

「活動団体」とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には地域活動団体、NPOをはじめ、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体などの総称をいう。

また、まちづくりの基本原則として、「市民自治の原則」「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」「効率性の原則」の5つの原則を提言し、総則に入れている。

市民自治がまちづくりの基本であること。

市民参加が保障されること。

市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。

まちづくりは効率的・効果的に行われること。

第2章 市民参加のまちづくり

まず、第1項で、市民の権利と責務を挙げた。

市民の権利として、

市民は、まちづくりに参加する基本的な権利があり、その機会を均等に有します。

市民はまちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受けたり、自ら取得する権利があります。特に市民生活に重大な影響を与える決定や一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利があります。

未成年者はまちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることがあってはなりません。

市民によるまちづくり活動は自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。

まちづくりに興味があっても参加する時間がない市民にも、意思を表明できる機会が保障されます。

を取り挙げている。

また、市民の責務として、

市民はまちづくりに参加する責務があります。ただし、参加しなかったことに対して不利益を被りません。

活動団体は、情報を市民に積極的に公開していく責務があります。特に助成金や補助金、寄付などを得た団体はその用途及び活動結果について公開する責務があります。

「市民が選ぶ市民活動支援制度」は、市民が市民の自主的な活動を支える仕組みの一例であり、まちづくりを進めるために大変重要です。市民・活動団体・行政などが協力して、このような仕組みを盛り上げていくことが重要です、という点が書かれている。

2項の情報公開・共有については、

行政や議会が保有する情報は、市民との共有財産であり、市民に積極的に公開される必要があります。

市民・議会・行政は、まちづくりの計画の立案・実施・評価の各段階において、相互に情報を共有します、といった内容を挙げている。

3項の評価については、

評価の内容・目的のところでは、市民が行政や議会の活動を市民の視点で評価できる仕組みが必要です。また、評価の主体としては、市民一人ひとり、第三者機関（市民オンブズマン、この条例の評価のための市民委員会、総合計画推進市民会議など）が、外部評価を行います、等を記した。

4項は参加の機会について、5項は総合計画によるまちづくりについて、6項は意見・要望・苦情等を扱っている。

7項では、今の一宮市では住民投票条例がないことを踏まえて、住民投票は、議会による間接民主主義制度を補完するため、また住民の総意を把握するためにも有効であり、住民投票制度に関する独自条例の制定を望みます。50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を請求することができます。また、連署が50分の1以上となるとき

は、市長は意見を付けてこれを市議会に付議します。ただし10分の1以上の請求があった場合は、市長は議会を通さずに住民投票を実施します、といった内容を盛り込んでいる。

第3章 市民自治の仕組み

1項の協働のまちづくりについて、市民、地域活動団体、NPO、議会、行政等が対等な立場に立ち、相手を尊重しながら協力してまちづくりを行います、等を挙げました。

2項のまちづくりと地域活動団体では、位置づけとして、全住民が構成メンバーである地域活動団体は、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。20~30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、その活動を町内会・連区によるまちづくりに発展させます、を挙げた。また、責務として、地域活動団体は、まちづくりに主体的・能動的に取り組み、行政と協働して、地域の意思を反映し地域課題の解決を図ります、等を挙げた。また、タウンミーティングでの議論を受けて、地域活動団体は、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます、等を盛り込んだ。

3項のまちづくりとNPOでは、市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有するNPOは、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます、といったように位置づけた。

4項の活動団体の育成・支援については、市民・行政は、活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備を行います、等を記した。

5項では地域づくり協議会について記述した。地域の意思を反映し、住民が自主的・自立的に身近な地域課題の解決を図ることのできる仕組みとして、地域づくり協議会を住民自ら設置することができます。地域づくり協議会は、原則として一連区に一つ設置します等の位置づけと、その役割・責務として、地域づくり協議会は、地域の住民の意見や要望等をまちづくりの活動に反映させ、地域の課題解決に自ら積極的に取り組みます。また、地域の住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成や、地域資源を有効活用します。地域づくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。特に役員は民主的に選出します、等を挙げた。

第4章 議会の役割と責務

1項：議会の役割・責務として、議会は、市の重要事項を議決する権限、並びに市の執行機関に対し監視及びけん制し評価する権限を有します。議会は、市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報の公開を図り、より市民に開かれた運営を行います。議会は、調査活動等を行い、政策立案や政策提言を積極的に行います。より開かれ、活性化した議会運営を行うため、議会基本条例の制定を望みます、を挙げた。

2項の情報公開では、提言理由の部分で、インターネットで議会の様子が公開されているが、もっと積極的にケーブルテレビ等で放映したらどうかという意見もあった。

3項の市民参加では、議会が市民の意見を聴くような機会をもっと設けてほしい旨の内容が書かれている。

4項では、議員の役割について扱っている。

第5章 市民のための行政

1項は市長の役割・責務であり、市長は、全市民の目線に立った行政を執行する責任と義務があります。また、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全財政を図り、効果的・効率的で質の高い事業を行います、等が挙げている。

2項の執行機関の役割・責務として、市の執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。市の執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、議会と連携し、常に市民の立場に立った行政活動を行います、等を挙げた。

3項の職員の役割・責務では、職員は、まちづくりの主体が市民であることを理解し、市民と共にまちをつくる意欲をもって職務にあたります。職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民の立場に立って、質の高いサービスの提供を行います、等と記した。

4項の財政運営では、市長は、費用に比して効果の高いより効率的な財政運営を行います。また財政環境の変化に耐えうる持続可能な、より健全な財政を確立します。市長は、市財政基盤の維持、強化（収入増と支出の抑制につながる施策）を考慮し財政運営を行います。市長は、財政状態の現状とその予測を市民に分かりやすく公開、説明します、と記した。また、提言理由として、各年度の財政運営において、借入金を極力抑制し債務の増加を防止し、後世代の市民に過大な負担を転嫁しないことが重要です、といったことを提言している。

第6章 実効性の確保

1項の評価のための市民委員会では、この条例が、市民や議会、行政などによって遵守、活用され、その実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」を設置する、それには、公募による市民が参加することを提言している。

2項の条例の見直しでは、この条例を常により良いものにするために、適宜、見直し改定する必要があります。長くとも4年をめぐり、条例の全体を、制定時と同じように市民が参加し見直します、といった内容を提言した。